

日本磁器誕生・有田焼創業 400 年事業「PR用資材」貸出要領

(目的)

第 1 条 この要領は、日本磁器誕生・有田焼創業 400 年事業を周知するための PR 用資材（以下「PR用資材」という。）の貸出について、必要な事項を定める。

(貸出先)

第 2 条 貸出先は次のとおりとする。

- (1) 日本磁器誕生・有田焼創業 400 年事業を行う事業の実施主体
- (2) 県の組織、県内各市町
- (3) 日本磁器誕生・有田焼創業 400 年事業の周知に寄与すると認められる活動のために PR 用資材を使用する団体等で、日本磁器誕生・有田焼創業 400 年事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）が適当と認める者

(貸出内容)

第 3 条 PR 用資材の内容は次のとおりとする。

- (1) のぼり旗（1800mm×550mm、ポール付き）
- (2) のぼり旗用ポールスタンド（注水タンク）

(貸出方法)

第 4 条 PR 用資材の貸出を希望する者（以下「借受者」という。）は、実行委員会事務局（有田町商工観光課内有田焼創業 400 年事業準備室）に、別紙の日本磁器誕生・有田焼創業 400 年事業「PR用資材」貸出申請書を提出する。

- 2 前項の借受者が第 2 条第 2 号以外である場合は、借受者及び使用イベント等の概要について資料の提出を求めることがある。
- 3 実行委員会事務局は、第 1 項による申請が適当であると認めたときは、借受者に対し PR 用資材を貸出するものとする。

(受取返却)

第 5 条 借受者は、原則として、実行委員会事務局に来所の上、受取、返却することとする。

(貸出期間)

第 6 条 貸出期間は、原則イベント開催時とするが、長期間に及ぶ場合は、実行委員会事務局と協議を行うものとする。

(貸出料金)

第 7 条 貸出に係る料金は、無料とする。

(貸出条件)

第 8 条 貸出に係る条件は、次のとおりとする。

- (1) 公序良俗に反する場所での設置は行わないこと。
- (2) 転貸しないこと。
- (3) PR用資材を使用して、特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認している誤解を招くおそれのある活動をしないこと。

(留意事項)

第9条 借受者は、PR用資材を善良な管理のもと使用することとし、万が一破損した場合は必ず申し出ること。

(その他)

第10条 上記によりがたい場合は、実行委員会事務局と別途協議するものとする。

附 則

この要領は、平成24年11月16日から施行する。